牛久市教育委員会1月定例会会議録

1. 日 時 平成30年1月22日(月曜日)午後1時30分

2. 場 所 本庁舎第3会議室

3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・後藤 雅宣・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子

4. 委員以外部長川井 聡の出席者次長杉本 和也

次長 飯野 喜行

教育総務課 課長 川真田 英行

教育総務課 学校建設対策監 佐藤 孝司

指導課 課長 村松 美一

放課後対策課課長吉田 茂男生涯学習課課長横瀬 幸子

スポーツ推進課 課長 齋藤 勇

国体推進課 課長 横田 武史

中央図書館 館長 関 達彦

教育総務課 課長補佐 戸塚 美幸

教育総務課 課長補佐 森田 明

教育総務課 課長補佐 高野 裕行

指導課 課長補佐 山口 明

文化芸術課 課長 手賀 幸雄

文化芸術課 課長補佐 永沼 智子

国体推進課 課長補佐 高橋 頼輝

スポーツ推進課 課長補佐 飯島 章友

スポーツ推進課 課長補佐 飯島 美博

指導課 指導主事 井口 典厚

5. 欠席者 教育総務課 課長補佐 富田 真幸

生涯学習課 課長補佐 山越 義弘

6. 会議録署名人 五十嵐 登喜子

7. 議 題 議案第1号 牛久市放課後子ども教室モデル事業実施規則の制定について

議案第2号 牛久市立小学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正

する規則の制定について

議案第3号 牛久市における地域学校協働活動の推進に関する施策展開方針に

ついて

議案第4号 向台小学校コミュニティスクール推進委員会委員の委嘱・任命に ついて

諮問第1号 牛久市教育委員会への諮問について

8. 報告事項 報告第1号 牛久市立図書館基本計画の策定について

報告第2号 牛久市子ども読書活動推進計画(第2次)の策定について

報告第3号 牛久市教育支援委員会答申について

教育総務課長

出席委員が定数に達したため、定例会の成立を宣言。

教育長

教育委員の皆様には午前中は学校訪問ということで、奥野小と牛久二中を 訪問していただきましてありがとうございました。

雪のほうも心配しておりましたが、きょうの午後からあしたの朝にかけて雪ということで、あした午前11時登校ということにいたしました。雪が多い場合は、休校という可能性もございますが、今のところ11時登校ということです。

きょうは学校の判断でという話をしましたが、小学校は児童が勝手に帰って 保護者が待っていないような状況には帰せないということで、きょうは平常ど おりに子供たちは帰っていくのかなと思っています。余り本降りにならないで 子供たちに影響がないことを願っています。

開会を宣言する。

会議録署名人、五十嵐 登喜子 委員を指名する。

教育長

それでは、議案第1号 牛久市放課後子ども教室モデル事業実施規則の制定 について、事務局より説明をお願いします。放課後対策課長。

放課後対策課長

議案第1号は、牛久市放課後子ども教室モデル事業実施規則の制定についてであります。さきの11月の定例会でご報告させていただきました平成30年度において、待機児童の発生が予測されます中根小の児童クラブの運営について、児童クラブを補完する機能としての放課後子ども教室の実施を計画しておりまして、その実施のための規則の制定を行うものであります。内容につきましては、参考資料牛久市放課後子ども教室モデル事業実施規則の概要と予定している事業の内容に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、事業の趣旨ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、中根小児童 クラブにおける児童クラブ利用者の受け皿づくりと放課後における児童の安 全・安心な居場所づくりということで、放課後子ども教室を中根小で実施した いと考えております。なお、本事業は2年間のモデル事業という位置づけのも と、検証の上、今後の事業展開の是非を判断していきたいと考えております。

規則の概要と予定している事業の内容ですが、まず第2条のほうで子ども教室の内容について提起してございます。安心・安全な活動拠点の確保、児童クラブとの連携、地域住民との交流、児童への体験交流機会の提供ということを明記いたしまして、実際には中根小学校における施設面の制約から定員を50名程度に設け、主に体育館での活動を想定してございます。また、中根小児童クラブとは活動の連携を予定しているところです。

2番目の実施場所・対象者・実施日及び時間ということで、規則のほうでは3条、4条、5条に規定されます。中根小学校の1年生から6年生までの児童を対象に、授業のある日の放課後から午後5時30分までに実施したいと考えております。ただし、もちろん1年生から6年生まで全児童が対象になるんですが、実際の運用では中根小児童クラブ入級資格該当者を優先するような形で受け皿としての活用を図りたいと考えております。

3番目は、コーディネーター・指導員の設置ということで、6条、7条に規定をしてございます。運営の企画運営を行うコーディネーターを置くことができる。また、運営のために子ども教室指導員を置くということに規定しておりますが、実際の運営では第14条の規定で事業の適切な運営が確保できるものに委託することが可能となる、できるということの条文を加えておりますので、民間事業者に委託しての実施を予定しているところです。

4番目の第8条から第10条につきましては、実際に参加のための手続等を明記したものでございます。まず、参加を希望する児童の保護者は、参加申込書を提出していただきます。その児童に対して、教育長の名前で承認、不承認の通知を送ります。また、年度途中で参加を中止する場合には、参加中止届の提出をお願いしてございます。

また、参加承認の取消条件に該当する場合は、参加の承認を取り消し、参加承認取消通知書を当該該当者に通知するということになっておりますが、参加の承認を取り消す場合というのは、当該児童の参加が事業に支障が生じると判断したときや、正当な理由なく負担金等を90日以上滞納したことを想定してございます。

5番目といたしまして、参加負担金の徴収や免除について、11条から13条に 規定してございます。参加者の保護者は、子ども教室の実施に係る経費のうち、 月額2,000円という金額を負担していただきます。ただし、8月、夏休み等は実 施しませんので、8月には徴収しない。日割り計算は行わないという規定でご ざいます。

免除要件に該当する場合は、負担金が免除されます。こちらの免除要件は、児

童クラブ負担金の免除要件と同様のくくりとしています。また、免除を受けよ うとする児童の保護者は、申請書を教育長に提出する。教育長は承認、不承認の 通知をするというような手続が書かれてございます。

なお、今後の予定ですが、本日実施規則のご承認をいただいた後、1月中に実施規則の公布ということになりまして、その公布とともに中根小児童クラブ入級希望者を対象にして入級申込書を送付させていただきます。

それから、2月上旬には入札により委託事業者を選定し、2月下旬に参加の 決定の通知ということで、年度内の説明が行われます。あわせて、50人に満た ない場合ですけれども、今のところ30人ぐらいの児童クラブの受け皿としては 想定しているんですけれども、残りの枠につきましては、4月に入りまして一 般の児童を対象とした参加申込書のご連絡をしまして、5月の連休明けぐらい から一般の子供たちも参加できるような仕組みを整えていきたいと考えており ます。以上でございます。

教育長

説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いします。

石井職務代理者

規則の第5条の2項なんですが、教育長は、子ども教室の実施時間は、となっておるんですけれども、こちら子ども教室の実施時間は、でよろしいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

放課後対策課長

済みません、意味的には多分誤解のないと思いますので、問題ないと思います。再度、構成部局とも確認をしまして入れたほうがいいか、悪いかは確認をした上で、よろしければ教育長の決裁を受けた後、来月報告させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

後藤委員

この部分私もちょっとチェックをしていまして、日本語として正しく表記したほうがいい。日本語としてはちょっと変だと。

放課後対策課長

なるほど。

後藤委員

あともう1点よろしいですか。参加を中止された場合の方なんですが、もし 再開を希望される場合は、再度参加の申込をするという理解でよろしいですか。

放課後対策課長

その理解で結構でございます。

後藤委員

わかりました。8月は実施しないということなんですが、こちらについては 児童クラブで対応することを考えておられるということでしょうか。

放課後対策課長

放課後子ども教室ですので、基本的には学校のある時期ですね。そうします

と、夏休みの場合は、夏休みだけ児童クラブを利用する方の募集も行いますの で、児童クラブのほうで対応したいと思います。

後藤委員

わかりました。ありがとうございます。

五十嵐委員

第7条のところでもやはり教育長と入っていますけれども、こちらはこのままでしょうか。2条と7条のところ、2条は教育長は、と入っていると。

教育長

5条の2項はね。

五十嵐委員

あと7条も入っていますよね。7条はこのままで。10条も入っています。

教育長

先ほど石井委員が指摘されたところも、日本語の表記がうまくいかないのか もしれない。

石井職務代理者

は、は、になっているので。

教育長

教室の時間を、とかね。そういうことでご検討よろしくお願いします。後藤委 員、お願いします。

後藤委員

2枚目のところなんですが、ちょっと教えていただきたいんですけれども、 2枚目の下の④参加の手続きのところですが、2番目、教育長は「参加承認また は不承認通知書」を当該保護者に通知と、この不承認となる場合というのはど ういう場合が想定されましょうか。

放課後対策課長

基本的には、不承認というのはないと思っているんですけれども、施設の関係から今回の場合、中根小で50人程度と今考えています。それを超える募集があった場合に、少し考慮すべき必要があるかなということで、50人を超えた場合の選抜の仕方については、ちょっとまだ別途協議というか考えざるを得ないんですが、その結果どうしても受け入れられないという場合を想定してございます。

後藤委員

わかりました。それから、次の行、年度途中参加を中止する場合はというのは、年度途中に参加を中止する場合はという意味ですかね。

放課後対策課長

正しい日本語はそのとおりだと思います。

後藤委員

済みません、細かくて。それから、その次の文章なんですが、文章の最後、当 該保護者の通知と書かれているのは、当該保護者に通知ということですか。 放課後対策課長

それが正しい日本語だと思います。

後藤委員

わかりました。理解しました。どうも済みません、ありがとうございました。

芦田委員

6条のコーディネーターについてなんですけれども、コーディネーターは、子ども教室と児童クラブとの連携について調整を図る、保護者や地域協力者の確保、要するに地域住民の信望があったりとかということがこの6条では書かれているんですが、一方で、それは業務委託をすると、事業者に委託するというふうになっていますよね、この文面は。事業者に委託したところで、地域住民との連携ですとか、保護者との連携はうまく図っていけるんでしょうか。その見通しみたいなものはあるんでしょうか。

放課後対策課長

まず、放課後子ども教室の基本的な考え方としては、文科省の推進しているものが地域との共存の中でそういうものを開いて子供の居場所づくりをしましょうという考え方があるものですから、そういった中から6条、7条の表記は行っております。そういったコーディネーターを置きながら、指導員というものを配置し、子ども教室を実施できればいいんですが、子ども教室を毎日実施しようとした場合に、なかなかそれだけのことを今すぐ来年度からできるだけの体制ができていないのも正直ございまして、そういったものを実施するためには、委託をしてやっている他市町村の例もございますので、そういうものを参考にしながらそういったことをやろうと思っております。

そういったときに、コーディネーターさんとか、支援員の配置につきましては、委託の契約の中で要項というか、仕様書の中で明記する等によりまして、地域との連携ができるような、例えば地域の方を中心にできる限りコーディネーターさんを置いていただくとか、そういう形で運用を図っていきたいなと考えているところです。

芦田委員

わかりました。それと、1月下旬に募集、参加申込の募集なんですけれども、 その募集の後でその業者選択というのは……、

放課後対策課長

募集の手続は、市のほうで実施いたしますので、募集の事務と業者選定の事務は、別になります。

芦田委員

時期的に募集が先で、業者はその後でというのでも特に問題はない。

放課後対策課長

それは、問題ないと考えております。

芦田委員

ありがとうございました。

教育長

私も1つ、コーディネーターなんだけれども、中根小でコミュニティスクールを立ち上げるためのコーディネーターをつくっていますよね。土曜かっぱ塾もそのコーディネーターがやっているんでしょう。このコーディネーターとはまた別のコーディネーターつけるということですかね。課長。

放課後対策課長

考え方としては、放課後子ども教室を実施するためにコーディネーターを置きましょうという条文なので、その方が誰にお願いするかというところまでは規則上はうたっておりません。逆に言うと、今でいう地域学校コーディネーターの方にこの役をお願いして兼ねるということももちろん可能だと思います。

ただ、来年度におきましては、先ほど申し上げたとおり、委託ということを前提に考えておりますので、その方にお願いするということは予定しておりません。

教育長

委託先でお願いしたいということね。

放課後対策課長

お願いしたいということです。

教育長

わかりました。ほかにございますか。(「なかなか難しいかな」の声あり)また、運営が始まりましたら報告等をお願いします。初めての事業でしょうから。

議案第1号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

第2号 牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局よりお願いいたします。

放課後対策課長

議案第2号 牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改 正する規則の制定についてご説明させていただきます。

今回の改正は、平成29年4月1日より施行されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けまして、牛久市における学校運営協議会、通称コミュニティスクールの設置及び運営についての規則を一部改正するものでございます。

それでは、主な改正点につきまして、別添の資料1枚目めくっていただきまして、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則改正概要をもとに説明させていただきます。

まず、改正の趣旨は先ほど申し上げたとおりでございます。

主な改正点ですが、まず第2条に、学校運営協議会の目的につきまして、学校 運営に関する協議から、学校運営及びその運営に必要な支援に関する協議とす る機関という位置づけをしております。これは、今回の法律改正の中で、教育委員会は法律で定めるところにより学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないと規定されたことによるものでございます。

なお、この学校運営協議会設置についての努力義務化に伴いまして、第3条ではこれまでの指定という手続から、設置という手続に変更になりました。そして、設置に伴いまして改正前の規則では指定は2年間ということになっていたんですが、そういう条文が削除されております。

次に、第4条ですが、委員の選任につきまして、その対象者として社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校共同活動推進員、その他対象学校の運営に資する活動を行う者を追加しています。これも法律の改正を受けてのものですが、牛久市では地域学校協働活動推進員に当たるものとして、今年度地域学校コーディネーターを委嘱しておりまして、奥野キャンパスの学校運営協議会でも1名の方が委員として委嘱されている状況でございます。

続きまして、法律の改正によりまして、教職員の任用等に関する意見の対象となる事項については、教育委員会で定めることとなりました。今回この点を第12条の中で学校運営の基本方針の実現に資する意見や、学校の教育上の課題を踏まえた意見について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができるというふうな規定をしました。このことは、具体的に個人の任用に関する意見、この先生をどうのこうのというのではなく、そういう学校運営に例えばですけれども、英語教育はちょっと力を入れたらどうかということで、そういう先生を配置できないだろうかと、そういったような学校運営の方針とか、課題を踏まえた上での意見ということの意味を込めまして、今回こういった表現にしてございます。ということで、個人の任用に関する意見は対象外ということを意図したものでございます。

また、指定から設置になったことによりまして、協議会の運営に適性を欠く場合には、教育委員会が指定の取り消しのかわりに、適正な運用を確保するための必要な措置を講じなければならないという既定を追加しております。

なお、今回の法律の改正では、小中一貫教育校の学校間における教育の密接な連携を図る必要がある場合には、そういうことに対応ができるようにという趣旨から、従前は協議会は学校ごとに置くものとされていたところを、2つ以上の学校に1つの協議会を置くことができるという例外規定が設けられました。そのような中、奥野キャンパスでは学校ごとに今協議会を置いておりますが、重複して委員を任命するなどしまして、実質的には1つの協議会として活動していることから、その規定を運用し、例えば第3条の設置校というところで、奥野キャンパス(奥野小学校、牛久第二中学校)と規定するようなことも考えられます。ただし、従前の規定によって指定された場合には、それが終了されてからという解釈がございまして、指定期間が2年間でございますので、31年の2月末までは奥野キャンパスという名前ではなく、奥野小学校、牛久第二中

学校という別々の位置づけを規定上はしていきたいと思っております。

また、市内でも別の学校でも、神谷小学校区などは牛久第一中学校と、牛久南 中学校に分かれるなど市内全ての中学校が1つまたは複数の小学校区と一致す るものとはなっていないことや、今後ひたち野うしく中学校の新設も予定され ていることなども鑑みまして、2つ以上の学校に1つの協議会を設置すること を規則上阻止することについては、もう少しお時間をいただきまして、議論を 深めて整理して対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

説明が終わりました。質問等ありましたら、お願いします。

石井職務代理者

奥野キャンパスについてなんですが、指定期間が過ぎてから設置という形に 変わるという形になりますか。

放課後対策課長

今のところ31年の2月いっぱいが指定期間という前の規則による指定期間になっていますので、31年3月の段階で(「これを適用する」の声あり)いろんなものを整理しながら奥野キャンパスというような位置づけがいいのかなというふうに考えているところでございます。

石井職務代理者

それまではこのやつは適用せずに今までの……、

放課後対策課長

今のところは学校ごとに指定しておいて、実質合同で活動しているという形をとりたいと思います。

石井職務代理者

ということは、設置をするということはそれをなくすことはなしに、改善に 努めるという形になるわけですね、今後は。

放課後対策課長

規則というか、法律の考え方が努力義務化という形になっていますが、全国の学校にコミュニティスクールを導入しようという文科省の意思がありますので、それは任意で指定するものではなくて、設置するんだという考え方です。なので、期間という定めはなく、もし問題があるときには改善等の措置を教育委員会が講じるというふうな形になります。

石井職務代理者

わかりました。

教育長

ほかにありますか。先ほど例外規定で小中2つで1つつくっていくという話がありましたよね。

放課後対策課長

はい、今の奥野キャンパスの。

教育長

どこかにあるんですか。

放課後対策課長

3枚目の参考資料のほうに、法律の改正内容というものを1枚つけてございますが、その2番に2以上の学校に1つの協議会を置くことができる例外規定の追加ということで、法律の第1項のほうでそういうことが規定されております。

議案第2号について出席者全員の賛成を得る

教育長

それでは、議案第3号 牛久市における地域学校協働活動の推進に関する施 策展開方針について、事務局より説明お願いします。

放課後対策課長

議案第3号は、牛久市における地域学校協働活動の推進に関する施策展開方 針についてであります。

これは、今後牛久市がコミュニティスクールの推進とあわせて進めていかなければならない地域学校協働活動の施策の展開方策について、方針という形でまとめたものであり、この方針に従い、施策を推進してまいりたいと考えております。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

まず、地域学校協働活動とはということで、地域学校協働活動の定義を明記しました。これは、文部科学省の説明をそのまま転記したものですが、これだけだとなかなか具体的な活動のイメージができませんので、次に地域学校協働活動の具体的内容ということでその下になりますが、地域学校協働活動が社会教育法第5条の第13号から15号に規定された活動であって、地域と学校が連携、協働して行う活動であるということを明記するとともに、具体的な活動事例を表記しました。

1枚めくりまして、次に地域学校協働活動が何を目指すものなのか、またコミュニティスクールとの関係をどのように位置づけるのか等を説明してございます。

そういったものの考え方の整備を踏まえまして、3ページ目になりますけれども、推進のための方策ということで、まず社会教育法第5条第2項に規定された市町村教育委員会の役割を明確にしまして、それに基づく具体的な方策を列記しております。具体的な方策については少しご説明をさせていただきます。

まず1番目、地域学校協働活動推進員の設置ということで、牛久市では地域 学校コーディネーターが今設置されておりますけれども、これを発展的に改め まして、今年度中に例規を整備し、平成30年4月からこの地域学校協働活動推 進員という形での活動を始めていきたいと考えております。

また、2番目としましては、地域学校協働活動を推進する体制としての地域 学校協働活動ネットワークの整備というようなタイトルになってございます が、こちらは国の言い方ではよく地域学校協働本部という名称を使うんですけ れども、本部といいますと、本部長がいて、そこに本部員がいてみたいな組織の イメージが浮かびやすいものですから、どちらかといえば地域学校協働活動が 人と人をつなげて活動していくイメージがあります。そういうイメージがきち んと伝わるように、ネットワークという言葉を使ってそういった体制をつくっ ていきたいというような意味でこういう形にしてございます。

1枚めくっていただきまして、3番目に(仮称)地域学校協働活動ネットワーク推進室の設置ということになっていますが、地域学校協働活動の物理的な活動拠点としての場所を可能な学校から学校内に設置することを目指しております。具体的には新中学校では、そういう部屋を既に設計段階から予定しているということです。また、そのほかの学校におきましても、PTAの部屋とか、ひたち野うしく小でいいますと、会議室ですかというのがございますので、そういうものが活用できないか、模索していきたいと思っております。

4番目が普及啓発活動の実施ということで、この地域学校協働活動というのはなかなか理解しづらい、しがたい概念ですので、コミュニティスクールの活動とともに、普及啓発活動を推進していきたいと考えています。

最後5番目ですが、地域住民等が実施主体となる地域学校協働活動の支援ということで、例えば今現在奥野地区で行われております日曜かっぱ塾などの活動など、地域住民等が実施主体となる地域学校協働活動の推進を目指して、その呼び水となるような初期の段階での金銭的支援を実施したいと考えております。

具体的には、現在平成30年度の予算で1段階10万円程度ですが、その辺を限度額として3年間限定の補助金制度を考えて、30年度より実施していければなと考えているところです。

以上で説明を終わりますが、最後に地域学校協働活動のイメージ図を参考資料としてつけましたので、よろしくお願いしたいと思います。

教育長

ご質問ありましょうか。

後藤委員

質問ではないんですが、文科省の考え方の流れを受けてこの方向に進んでいくわけですけれども、プリントの後ろから2枚目、④の普及啓発活動の実施というところで、実は地域との連携というのは、言うは易しで、現実的には地域に住んでいる数名の積極的な高齢者と学校との協働のような姿というのが現実的です。地域とは誰なのかと考えていくと、やっぱり本当に意味で各地域を巻き込んでいくという工夫というのは、実はとても難しいですけれども、重要であるような気がして、④番、普及啓発活動を推進しますと書かれているんですが、

ここには十分な注力というか、いろんなアイデアを出し合いながら実際にそれを行動に移していかないと、さっきも学校訪問で学校教育に協力いただいている方々がいなくなったときに、次の人がいないみたいな話が出てきたりしていて、そういうことにならないように、何かうまい知恵を皆で出し合って行動していく必要があるんだろうなというふうに感じました。以上です。

教育長

ほかにありますでしょうか。

今後藤委員のお話にもありましたように、これは社会教育法の改正で動いているんですよね。ということは、生涯学習課が非常にかかわらなくてはならない仕事かと思うんですね。今後藤委員のお話で、実際に地域とは何かといったときに、地域で動いている方々が何かというと、生涯学習課が抱えているPTAであったり、子供会であったり、青少年の相談員であったり、青少年市民会議であったりと、実際に社会として動いているのは生涯学習課にたくさんの団体があるということで考えますと、そういう団体は今放課後対策課ではなかなか持っていないという状況を考えますと、全て社会教育法の改正で動いていますので、ぜひ生涯学習課と連携した取り組みをしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

議案第3号について出席者全員の賛成を得る

教育長

それでは、議案第4号 向台小学校コミュニティスクール推進委員会委員の 委嘱・任命について、事務局の説明をお願いします。

放課後対策課長

議案第4号 向台小学校コミュニティスクール推進委員会委員の委嘱・任命 について、ご説明させていただきます。

向台小学校におきまして、コミュニティスクール導入の準備会であります推進委員会の委員の委嘱・任命ですが、向台小学校より校長先生からの推薦を受けた学識経験者1名、地域の代表者6名、PTA関係者4名、計11名について委嘱するとともに、4名の教職員を任命するものであります。

なお、参考資料としまして、最後になりますが、1月19日現在のコミュニティスクール導入における各学校の進捗状況をまとめさせていただきましたが、網かけの部分は前回の報告から変更、進捗があったとおりでございます。ただ、この後19日の日付でつくってはあるんですけれども、この資料を作成しした後でありますが、ひたち野うしく地内の中根小学校から今年度内に推進委員会を立ち上げるべく、2月の定例会に委員の委嘱・任命について議案を上程したい旨の相談を事務局で受けております。ひたち野地区の3校につきましては、下根中が新中学校と分離することを踏まえまして、委員の人選を含め足並みをそろえて進めたいとの意向を伺っておりますので、中根小のそのようなお話がご

ざいましたので、至急ひたち野うしく小、中根小と下根中とも連絡をとりまして、確認をさせていただき、3校足並みがそろうような形で詰めていきたいと考えております。

教育長

それでは、今の説明について質問がありましたら、よろしくお願いします。 ちょっと前に戻るんですが、さっきの議案第3号の最後の参考というところ で、イメージ図がありますよね。ここには、コミュニティスクールというのは載 っていないんですよ。

放課後対策課長

左側の学校とありまして、学校運営協議会と真ん中に書いてあると思うんで すが。

教育長

一番左側がコミュニティスクールだと。

放課後対策課長

そうです、左側の絵がコミュニティスクールです。

教育長

真ん中が地域学校協働活動だと。

放課後対策課長

はい、地域をつなぐ学校のそういう活動と、地域をつなぐのが地域学校協働 活動だというようなイメージになっている。

教育長

だから、握手したりとか、地域学校協働活動というのは。左のコミュニティスクールと。

放課後対策課

左の学校と、右の地域が握手していると。

教育長

でも、コミュニティスクールになった学校でしょう、左イメージは。学校に運 営協議会が設置されている学校はコミュニティスクールと言うんでしょう。

放課後対策課長

はい。

教育長

ということは、一番左の学校というのは、コミュニティスクールの学校なんでしょう、左側。

放課後対策課長

コミュニティスクールじゃないと、地域学校協働活動ができないという解釈 ではないと思うんですけれども、コミュニティスクールになればさらに推進で きるだろうということだと思います。

教育長

これ一番左の図は、学校の中に学校運営協議会が入っていないということで

すか。

放課後対策課長

入っていません。

教育長

ということは、このコミュニティスクールと言うんじゃないの、定義は。定義は学校運営協議会を設置した学校をコミュニティスクールと言うと定義じゃなかったでしたっけ。

放課後対策課長

そうです。学校運営協議会が設置してある学校が、コミュニティスクールで す。

教育長

ですよね。だから、一番左はコミュニティスクールという感じでしょう、の学校だということで。真ん中に地域学校協働活動推進委員の集まっている本部みたいのあるわけなんですよね。

放課後対策課長

下に地域住民とか保護者とかPTAとかいろんな人が参加しているというイメージがありますけれども、まさにそういういろんな方がネットワークを組んでいる状態の活動を学校に反映させていきましょうということだと思うんです。

教育長

そうだよね。前コミュニティスクールをしたときは、下にたくさんいらっしゃいますね、住民、PTA、保護者とかね、これが何か学校の下にくっついているような気がしたのね、前。コミュニティスクールと学校の下に、この人がくっついていて、学校こういう人が支えるよみたいな形だったと思うんですが、分けたのかな。

放課後対策課長

ある意味コミュニティスクールというのは、学校運営協議会が設置された学校ということで、学校の運営をどうしますかという話だと思うんですね。あわせて、地域学校協働活動は社会教育の分野なので、まさに学校との関係の中では学校をよくするための活動なりますけれども、それを推進することによって、社会全体の地域づくりをしていこうという考え方が社会教育法の中にはありますので、コミュニティスクールの下に地域の方がぶら下がっているというよりは、こういうこの制度のほうが妥当なんだと思います。

教育長

学校教育と社会教育みたいな分け方が左と真ん中みたいな感じと捉えていい わけですね。

議案第4号について出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、諮問第1号 「牛久市教育委員会への諮問について」及び報告第3号 「牛久市教育支援委員会答申について」、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第14条第7項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき非公開 にできます。

(本議案について非公開の賛否を諮る)

全会一致で非公開と決定

教育長

以上で委員会の非公開を解除します。

教育長

次に、報告第1号 牛久市立図書館基本計画の策定について、同じく報告第 2号 牛久市子ども読書活動推進計画(第2次)の策定について、一括して事務 局より説明をお願いします。図書館長。

中央図書館長

それでは、報告第1号 牛久市立図書館基本計画の策定について、ご報告を いたします。

まず、お手元に配付のA4版の牛久市立図書館基本計画の策定について(報告)という資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1計画策定の目的でございますが、この計画は牛久市の教育文化の基本目標である「豊かな心と文化を育むまち」を実現し、社会や市民意識の変化などの状況を鑑みながら、市民の多様な要望に対応するため、牛久市立図書館の今後の方向性を整備し、計画的な図書館サービスの充実を図ることを目的として策定するものでございます。

次に、2計画策定の経過ですけれども、平成28年の4月に計画に着手をいたしております。平成29年の8月になりまして、第1回図書館協議会において計画策定の説明を行いまして、その後10月には全庁意見照会、11月にはパブリックコメントの実施、12月には第2回図書館協議会で諮問をさせていただいております。ことしに入りまして、1月第3回図書館協議会において、協議会より答申をいただいたところでございます。

今後でございますけれども、2月13日開催予定の庁議において、計画の策定 が完了するという予定でございます。また、3月には記者発表を行いたいと考 えております。

次に、別紙のA3版の二つ折りのカラー印刷のこちらも牛久市立図書館基本

計画概要版をごらんいただきたいと思います。

中段の計画の位置づけのところでございますけれども、牛久市の総合計画であります牛久市第3次総合計画に基づいた計画としております。また、子供たちの読書活動の支援につきましては、この後の報告第2号の牛久市子ども読書活動推進計画に基づきまして、取り組みを推進してまいりたいと思います。

一番下段の計画の期間でございますが、この計画は来年度、平成30年度から 平成39年度の10年間といたしまして、5年経過ごとに進捗状況の確認と見直し を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、中のほうをお開きいただきたいと思います。

まず、左側のページですけれども、基本方針といたしまして図書館の運営方針と、それから中段の目指す図書館像を定めまして、中段の目指す図書館像におきましては、市民との協働を礎に、時代の状況に対応し、市民の学びと暮らしの向上に寄与する、頼りになる図書館といたしております。

続きまして、右側のページでございますが、図書館の現状と課題を明らかにいたしまして、今後の図書館の運営の柱としまして3つの柱を建てまして、それぞれに基本目標を設定し、何を、いつまでに、どうしていくのかということを明確にいたしております。

柱でございますが、まず施設と運営体制とサービスとこの3つの柱を設けて おりまして、1つ目の施設の基本目標につきましては、市民が利用しやすく、快 適な環境を提供できる図書館といたしました。

続きまして、2つ目の運営体制の基本目標は、運営、連携、図書館員に分類しまして、運営の基本目標は長期的な視点に立った図書館運営を行い、発展していく図書館といたしまして、連携の基本目標は他機関とボランティアと連携し、サービスを拡充していく図書館といたしました。図書館員の基本目標は、図書館員の専門性を高め、市民の課題解決に役に立つ図書館といたしております。

3つ目のサービスの基本目標は、資料と事業に分類いたしまして、資料の基本目標は、地域を支える情報拠点として市民に役立つ資料や情報を提供できる図書館とし、事業の基本目標は読書活動や生涯学習を支援し、市民の多様なニーズに即したサービスを提供できる図書館とし、さらにごらんのようにア、イ、ウの3つの項目に細分化しております。

最後に裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらは、実施計画の体系図になります。左側にあります目指す図書館像を達成するために、施設、運営体制、サービスの柱ごとに基本目標を定めまして、それを達成するために行う具体的な施策を右側のほうに義務づけをいたしております。実際、計画書の中ではそれぞれの施策や事業ごとに10年間の進行目標というのを明確にし、さらに成果指標も設定いたしまして、その時々に現状値と目標数値を確認しながら、進行管理をしっかり行えるようにいたしております。

続きまして、報告第2号 牛久市子ども読書活動推進計画(第2次)について

のご報告をさせていただきます。

まず、先ほどと同じようにA4版の牛久市子ども読書活動推進計画(第2次)の策定について(報告)をごらんいただきたいと思います。

最初に、1番計画策定の目的でございますが、この計画は市内の子供の読書活動を推進するため、成長に応じた読書活動を支援し、総合的に子供の読書環境の整備を図ることを目的として、平成25年3月に策定の第1次の計画を改訂し、新たに第2次となる「牛久市子ども読書活動推進計画」を策定するものでございます。

次に、2の計画策定の経過ですけれども、こちらは今年度の4月に計画策定に着手いたしまして、6月に学校の司書教諭や学校司書、それから読み聞かせ団体等の代表者で構成します第1回ワーキング会議を開催いたしまして、策定スケジュールの確認等を行っております。7月には、児童、生徒、保護者等へのアンケートを実施し、8月に第1回図書館協議会を開催しています。また、第2回ワーキング会議も開催し、アンケートの結果の検証を行いまして、10月に第3回ワーキング会議を開催し、素案の検討、これ以降につきましては、先ほどの図書館長期計画の流れと同様となりますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

次に、別紙のA3の二つ折りのカラーの印刷の牛久市子ども読書活動推進計画(第2次)の概要版のほうをまたごらんいただきたいと思います。

まず、最初に計画の位置づけでございますけれども、国の子供の読書活動の 推進に関する基本的な計画及び茨城県のいばらき子ども読書活動推進計画を受 けて策定するもので、0歳から18歳までの子供を対象とし、計画の期間は来年 度30年度から平成34年度の5年間となります。

中をお開きいただきたいと思います。

計画の内容でございますが、こちらごらんのとおり、家庭とそれから保育園、幼稚園、認定こども園と左下の小中学校と右上に行きまして高等学校、それから図書館、最後にボランティア、読書活動推進団体など子供の読書活動の推進に関係します機関や団体がそれぞれの方策と具体的な取り組みを定めております。来年度より第2次計画に基づきまして、関係機関団体等が連携協力しまして、計画の推進に取り組んでまいりたいと思っております。詳細につきましては、計画書の本編をごらんいただければと思います。

以上で、報告第1号及び第2号の報告を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。今の報告についてご質問ありますか。五十嵐委員。

五十嵐委員

質問ではないんですけれども、こちらの概要版、図書館の基本計画と活動推 進計画とあるんですけれども、編集でそれぞれ中央図書館入っていますよね。

市立中央図書館が入って、しかし子ども読書活動推進計画のほうには教育委

員会入っていますけれども、こっちは入っていない、基本計画のほうは入っていないんですけれども、これは別に問題はないんですね。

中央図書館長

まず、報告第2号の子ども読書活動推進計画につきましては、それぞれ例えば学校、それからボランティア関係、この計画づくりにつきましては、それぞれで担っていただいております。それぞれが自分の関係するところの課題をアンケート結果等から見出しまして、それに対する対策、取り組みを決めていってこういう形の計画になっております。

それから、市立図書館の基本計画につきましては、こちらにつきましては、図書館で課題を全て洗い出しまして、図書館の内部で最終的な計画をつくったわけでございますが、先ほどのご説明にもありましたように、全庁意見照会及びパブリックコメントも実施して、また図書館協議会にも諮問いたしまして、答申をいただいておりますので、幅広くご意見を反映できているものというふうに考えております。

五十嵐委員

わかりました。

教育長

ほかにないですか。後藤委員。

後藤委員

参考までにちょっと教えていただきたいんですけれども、基本計画は5年ごとに検証するとあるんですけれども、これが自己点検評価のようなものを意味しているんでしょうか。

教育長

図書館長。

中央図書館長

そのとおりでございまして、さすがに10年間という期間は長いのでございますので、最低でもその半分の5年をめどに5年間を振り返り、さらに の5年間の計画についても見直しを行いたいというふうに考えております。

教育長

以上でよろしいですか。

では、次に予算、予定価格が130万円以上の工事、計画及び予定価格100万円 以上の教育財産の取得に関係した連絡をお願いします。教育総務課から報告を お願いします。

教育総務課長

教育総務課です。奥野小学校、牛久二中の浄化槽の改修工事です。設計額が 211万6,800円です。以上です。

教育長

国体推進課お願いします。

国体推進課長

国体推進課です。お手元の資料のまず4つありまして、1、2、3番につきましては、平成29、30年度牛久運動公園武道館新築工事の入札結果でございます。 1番がその工事の建築工事、2番が電気設備工事、3番が機械設備工事となっております。

1番の建築工事につきましては、4億6,310万4,000円で12月25日一般競争入 札にて開札をしております。この建築工事につきましては、議会承認の案件と なりますので、1月29日に予定しております臨時議会で承認後の契約というこ とになります。当初設計の金額と比較いたしまして、99.61%の請負比率となっ ております。

2番の電気設備工事につきましては、7,182万円で落札をしております。この 請負比率につきましては、設計比率との比率につきましては96.31%となってお ります。

同じく機械設備工事につきましては、1 億260万円で落札をしております。設計金額との請負比率は74.23%となっております。

それで、4番につきましては、この上記3つの工事の施工管理の業務委託でございます。この契約につきましては、一応設計価格が1,664万2,800円となりまして、1月31日に入札を予定しております。

以上でございます。

教育長

以上で議事が終了いたしました。

教育長

続いて、各課から連絡をお願いします。 (各課連絡)

教育長

1月定例会を終了いたします。次回の定例会は、2月22日木曜日、市役所本 庁舎第3会議室、1時半でございますので、よろしくお願いします。 ご苦労さまでした。